



夢・未来 輝く福山 100周年



福山市ばらのイメージ
キャラクター「ローラ」

総合事業の概要について

2016年(平成28年)2月12日(金)

福山市保健福祉局

長寿社会応援部高齢者支援課

介護予防・日常生活支援総合事業が目指すもの

■「介護予防・生活支援サービス事業」とは

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などが急速に増加し、特に軽度の高齢者を中心として生活支援のニーズが高まる中、これまでの「訪問介護・通所介護」といった全国一律の給付に馴染まないような、多様な生活支援のニーズに対して、市町村において地域の特性を活かした多様な主体による多様なサービスを行うもの。

〔※サービスの内容や、事業所の基準、単価等を市町村が独自に決定できるようになった。〕

■ 目的

- ・ 介護予防, 要介護状態の軽減
- ・ 自立に向けての支援, 意識啓発
(適切なケアマネジメントによるサービス提供)
- ・ 共生社会の推進...〈協働のまちづくり〉
(地域でお互いが支えあう地域づくり)

■本市の取り組みの経過

【訪問型サービス】

- ・介護予防相当(訪問)サービス
- ・短期集中予防(訪問)サービス)
- ・住民主体(訪問)サービス(※1)
- ・基準緩和型訪問サービス(委託)(※2)

【通所型サービス】

- ・介護予防相当(通所)サービス
- ・短期集中予防(通所)サービス)
- ・住民主体(通所)サービス(※1)

2015年(平成27年)
4月1日から実施

注)※1...実績なし, ※2...旧総合事業継続分(社協, シルバーで実施)

■課題

- ・サービスメニューの不足
⇒特定のサービスへの集中
- ・住民等への働きかけの不足
⇒住民主体のサービスの未実施

介護予防・日常生活支援総合事業のうち 2016年度(平成28年度)から始める新たなサービス

【訪問型サービス】

- ・基準緩和型訪問サービス(指定)
- ・基準緩和型訪問サービス(委託)
- ・生活支援サービス(委託)(※)

【通所型サービス】

- ・基準緩和型通所サービス(指定)
- ・基準緩和型通所サービス(委託)

2016年(平成28年)
4月1日から実施

(※)福山市高齢者生活支援ネットワーク事業登録事業者へ委託

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

<見直し前>

介護保険制度

<見直し後>

介護給付 (要介護1~5)

現行と同様

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

事業に移行

介護予防給付 (要支援1~2)

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

全市町村で実施

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業

【訪問型サービス】

- ①相当訪問
- ②基準緩和型訪問サービス(指定・委託)
- ③住民主体訪問サービス, ④短期集中予防訪問サービス

【通所型サービス】

- ①相当通所
- ②基準緩和型通所サービス(指定・委託)
- ③住民主体通所サービス, ④短期集中予防通所サービス

生活支援サービス(委託), ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)

- 一般介護予防事業

多様化

太枠部分を2016年度実施

地域支援事業

【財源構成】

国 39%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

地域支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

充実

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携の推進**
- **認知症施策の推進** (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 等)
- **生活支援サービスの体制整備** (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

■ 訪問型サービス

区分	介護予防相当訪問サービス	基準緩和型訪問サービス（新）		住民主体訪問サービス	短期集中予防訪問サービス	生活支援サービス(新)
		指定	委託			
提供者	指定事業者 (みなし指定事業者含)	訪問介護及び介護予防 相当訪問サービスの指定を受けている指 定事業者	委託事業者 (シルバー人材センター、民間事業者、 NPO法人)	NPO、福祉を高める会・老 人クラブなどの地域団体、有 志ボランティア組織や団体	事業所台帳に登録された 事業者にて委託	委託事業者 (高齢者生活支援ネットワーク事 業に登録された事業所)
事業主体	営利法人・非営利法人	営利法人・非営利法人	営利法人・非営利法人	住民団体 (自治会・老人会、福祉を高 める会等)	営利法人・非営利法人	営利法人・非営利法人
内容	従来の訪問介護と同様のサービス 訪問介護員による身体介護、生活援助	生活支援員による「自立支援のための見 守りの援助」及び「生活援助」 ※自立支援のため、利用者の補助的行為 を中心とし、できることは利用者にして もらう。	生活支援員による「生活援助」のみ ※自立支援のため、利用者の補助的行為 を中心とし、できることは利用者にして もらう。	住民主体の自主活動として行 われる生活援助サービス ※従来の訪問介護相当で受け ることが出来るサービス内容 のみ。	保健師、看護師、歯科衛 生士などによる居宅での 生活機能を改善するため の相談指導など	生活援助員による介護サービス超 える範囲の生活援助 ○生活範囲外区域での清掃整理整 頓 補修(家具、建具等) 電球 交換・家具移動 庭の草取り 代 読・代筆 散歩同行 墓掃除 買 物同行(車を使わないものに限 る)
目的	○訪問介護員と関わりを持つことで安心感 と在宅生活を送るための自信をつける。	○自分でできることを増やし周囲に関心を持って生活ができる。 ○「生きがいつくり、出番づくり、役割づくり」など目的意識を持ち自立した生活 をする。		地域の人と交流することで仲 間づくりや地域行事への参加 につなげる。	専門職が生活面や健康面 の指導を集中的に行うこ とにより目的意識を持つ て日常生活を送る。	大掃除など頻度は低いが、作業が 広範・一定の技術が必要、体力的 に負荷の大きい場合に提供する サービス。
対象者 (認定区分)	事業対象者・要支援1・2					
状態像	○自宅内ではなんとか自力で動けADLも 時間がかかるがほぼ自立している者 ○立位や歩行が不安定だが座位保持はでき る者 ○身体機能の低下や意欲低下があり家事援 助等に専門職(介護福祉士等)の支援が必 要な者	○ADLは自立し、IADLにおいては援助があることで、日常生活を営むことが 出来る者 ○近所程度は一人で外出ができる身体能力は有しているものの、一人での外出に不 安があったり、気力低下(うつ等)で閉じこもりの生活をしている者 ○人との関わりが少ない者 ○社会参加が難しい者		○心身の状態が安定している が継続的なかかわりが必要な 者	○集中的に生活機能の向 上のトレーニングを行う ことで改善・維持が見 込まれる者 ○退院して間もなく身体 機能の低下や在宅生活に 不安が強い者	○心身の状態が安定している が、一時的な力を要する又は作 業量が多く体力を要する家事な どができにくい。一人での外出 に不安がある。
サービス 提供の考 え方	○長時間立って行う家事は難しいが、短時 間の作業や座って行う家事は専門職(介護 福祉士等)と一緒にするなど利用者の能力 を踏まえた支援をする。 ○利用者本人の意思や嗜好などを踏まえ、 少しでも生活に対し意欲が現れるよう支援 する。 ○短期集中予防サービス(訪問型サービス C)から引き続き訪問介護相当を利用する 場合は、短期集中予防サービス(訪問型 サービスC)の指導内容を踏まえた支援と する。	○利用者の状態像に応じ、利用者の有する能力を活用できるような支援を行う。 ○IADLにおける部分的な支援を行う。 ○利用者の気力低下等による社会参加が難しい場合の見守り、声かけ等の支援を行 う。 ○人や地域との関わりを増やすよう町内会の行事、地域のサロン、住民主体による サービスや一般介護予防事業等への参加を促す。		○定期的な関わりではなく重 い物が持てなかつたり高いと ころに手が届かないなど少し の支援を行う。 ○地域行事などの参加の声か けなど見守りや声かけの支援 を行う。	○専門職による生活環境 の見直しや機能訓練プロ グラムの実践を行い生活 や身体機能の改善を図 る。 ○健康管理に対する知識 や意識を高め終了後も継 続して健康教育が行われ る場への参加を促す。 ○終了後状態が改善され れば相当サービスに移行 するのではなく、緩和 サービスや一般介護予防 事業も視野に入れ、本人 の状態像に沿ったケアマ ネジメントを行う。	○これまで介護保険で対応できな かったサービス範囲について、本 事業によりサービスを適宜提供 し、在宅生活の継続に繋げる。 ○相当サービス・緩和サービス・ 住民主体サービスと併用できる。

■ 訪問型サービス

区分	介護予防相当訪問サービス			基準緩和型訪問サービス（新）		住民主体訪問サービス	短期集中予防訪問サービス	生活支援サービス(新)
				指定	委託			
人員基準	資格要件	必要要件						
	管轄	なし	権限専ら以上※					
人員基準	サービス提供責任者	介護福祉士 身体障害者 4年以上介護業務従事 介護職員初任者研修等修了者	権限専ら以上※					
	訪問員	同上	権限専ら以上					
	※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部、非常勤職員も可 【例】要介護者40人 要支援者（従来の訪問介護利用者）80人 サ責⇒3人以上 訪問介護員等⇒常勤換算2.5人以上							
設備基準	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品					○必要な設備・備品	○従来の訪問介護相当と同様	
運営基準	○内容及び手続の説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○サービス提供困難時の対応 ○受給資格等の確認 ○運営規程等の説明、同意 ○心身状況等の把握 ○要支援認定等の申請に係る援助 ○地域包括支援センター等との連携 ○第1号事業支給費の支給を受けるための援助 ○介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 ○介護予防サービス計画の変更の援助 ○身分を証する書類の携行 ○サービス提供の記録 ○利用料等の受領 ○運営規程 ○緊急時の対応 ○第1号事業支給費の請求のための証明書の交付 ○同居家族に対するサービスの禁止 ○利用者に関する市町村への通知 ○掲示 ○管理者及びサービス提供責任者の責務 ○介護等の総合的な提供 ○勤務体制の確保等 ○訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○広告 ○地域包括支援センターに対する利益供与等の禁止 ○苦情処理 ○地域との連携 ○事故発生時の対応 ○記録の整備					○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供	○サービス提供開始前のサービス担当者会議への出席 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持 ○安全管理体制の整備及び事故発生時の対応	
利用回数	要支援1・事業対象者→週1回を目安 要支援2→週2回を目安					概ね週1回とする。	3か月6回とする。	
提供時間	ケアマネジメントに基づく					実施団体による	60分以内	
サービス単価	1回/週：1,168単位/月 2回/週：2,335単位/月 3回以上/週：3,704単位/月					上限：90,000円/年	24,000円/6回	
加算	2015年度介護予防通所介護と同様の加算体系					加算無し	加算無し	
利用者負担	サービス費の1割または2割					実施主体による	無し	
ケアマネジメント	A					C	A	

詳細は3月11日(金)の事業者説明会で説明します。
また、詳細資料は、3月1日(火)に、ホームページに掲載します。

詳細は3月11日(金)の事業者説明会で説明します。
また、詳細資料は、3月1日(火)に、ホームページに掲載します。

■通所型サービス

区分	介護予防相当通所サービス	基準緩和型通所サービス（新）		住民主体通所サービス	短期集中予防通所サービス
		指定	委託		
提供者	指定事業者 (みなし指定含む)	通所介護または介護予防相当通所サービスの指定を受けている指定事業者	委託事業者 (スポーツジム・民間事業者・NPO法人等)	NPO、福祉を高める会・老人クラブなどの地域団体、有志ボランティア組織や団体	事業所台帳に登録された事業者に委託
事業主体	営利法人・非営利法人	営利法人・非営利法人	営利法人・非営利法人	住民団体 (自治会・老人会、福祉を高める会等)	営利法人・非営利法人
内容	従来の通所介護と同様のサービス、身体的機能や生活機能向上のための機能訓練	○入浴、排泄、食事等の介助を行わないサービス ○利用者の日常生活（利用者の有する能力に応じた調理、洗濯、掃除等の業務の補助行為）やレクリエーション、行事を通じて生活機能の向上を図るもの	事業所の空き時間等を活用した、運動等、身体機能の向上に特化した自立支援サービス	体操・運動など自主的な活動 趣味活動などを通じた居場所、通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善などのプログラム
目的	○集団活動に参加し人との交流を図る。 ○利用者本人が目的意識を持って身体機能や生活機能向上のための訓練を行う。	○利用者本人が目的意識を持ったうえで、生活機能向上のための支援を行う。 ○近所は一人で外出でき、地域の人と交流したり活動に参加できる。 ○「仲間づくり、生きがい、出番づくり、役割づくり」など目的意識を持ち人や地域とのつながりを深める。	○利用者本人が目的意識を持ったうえで身体機能向上のための支援を行う。 ○近所は一人で外出でき、地域の人と交流したり活動に参加できる。 ○「仲間づくり、生きがい、出番づくり、役割づくり」など目的意識を持ち人や地域とのつながりを深める。	地域の人と交流することで仲間づくりや地域行事への参加につなげる	○専門職が集中的に関わることにより生活面や身体面の改善が見られる。 ○専門職による健康管理や運動などの指導を受けることにより目的意識を持ち心身の改善を図る
対象者 (認定区分)	事業対象者・要支援1・2				
状態像	専門職の支援が必要な者	基本的に専門職の支援を必要としない者		専門職の支援が必要でない者	専門職の支援が必要な者 (保健・医療の専門職)
	○自宅内ではどうか自力で動けADLもほぼ自立しているが外出時は介助を要する者 ○身体機能の低下があり機能訓練や生活改善等主に専門職の支援が必要な者 ○意欲低下(うつ等)があり閉じこもりの生活で人との交流がない者	身体的にはほぼ自立し、近所程度は一人で外出ができる身体能力はあるが気力低下(うつ等)で閉じこもりの生活をしている者	身体的にはほぼ自立し、近所程度は一人で外出ができる身体能力を保有しており、さらに運動を行うことで自分で出来ることの数を増やしたいという意欲が伺える者	○心身の状態が安定しているが継続的なかかわりが必要な者	○退院して間もない等、体力や気力の低下ありADL・IADLの改善に向け集中的に専門職の支援が必要な者
サービス提供の考え方	○自分の目標をはっきりさせ利用者本人の状態にあった支援をする。 ○集団に入ることにより意欲的に動けるよう支援する。 ○短期集中予防サービス(通所型サービスC)から引き続き通所介護相当を利用する場合は、短期集中予防サービス(通所型サービスC)の機能訓練向上のプログラムの内容を踏まえた支援とする。 ○サービスを受けるだけでなく自分でできることは行えるように支援する。(準備や片付けなど) ○施設内での行動範囲を広げるよう支援する。	○利用者の自立支援に資するよう、利用者の能力に応じた調理、洗濯、掃除等の業務の補助行為(他の利用者に対する入浴、排泄、食事の介助その他の直接的な介護を除く)を通じ、自発的な動きができるよう支援し、生活機能の維持・向上を図る。 ○利用者の仲間づくりや生きがいづくり等を目的に、利用者の有する能力に応じた「役割を創出するため」の運動やレクリエーションなどに積極的に参加できるように支援する。 ○生活の目標をはっきりさせ、一人で外出する自信が持てるよう身体的・心理的な支援を行う。 ○利用者同士が配慮や援助ができるよう支援する。 ○地域行事等への参加、住民主体によるサービス等の多様なサービスへの利用促進を図る等、社会参加につながるような支援を行う。	○現状の身体能力を適切に把握し、その有する能力を最大限引き出せるようなプログラムによるサービスを提供すること。 ○生活の目標をはっきりさせ、一人で外出する自信が持てるよう身体的・心理的な支援を行う。 ○利用者自身の自発性を高め、仲間づくりや生きがいを見つけれられるよう支援する。 ○利用者たちで準備や片付けなどを行う等、自発的な動きができるよう支援する。 ○目的意識を持ってもらい運動に積極的に参加できるように支援する。 ○利用者同士が配慮や援助ができるよう支援する。	○歩いていける場所で利用者の趣味など自分のしたいことをしながら仲間と一緒に過ごせる時間を作る。	○利用者の状態像を踏まえながら支援し健康管理に対する知識や意識を高める。 ○目的意識もを持って機能訓練向上のプログラムに取り組みめるよう支援する。 ○終了後状態が改善されれば相当サービスに移行するのではなく、緩和サービスや一般介護予防事業も視野に入れ、本人の状態像に沿ったケアマネジメントを行う。

■通所型サービス

	介護予防相当通所サービス	基準緩和型通所サービス（新）		住民主体通所サービス	短期集中予防通所サービス																		
		指定	委託																				
人員基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格要件</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし ※1</td> <td>常勤・専従1以上 ※3</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>社会福祉士、社会福祉士、またはこれと同等以上の能力有すると認められたもの</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>看護師または准看護師</td> <td>専従1以上 ※3</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>なし ※2</td> <td>～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人につき専従0.2以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>OT、PT、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ師</td> <td>1名以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 必ずしも通所介護従業者でなくても良い。 ※2 日常生活訓練及びレクについては、介護職員でも可 ※3 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>【介護職員の員数の例】 要介護者20人、要支援者（従来の通所介護相当利用者）10人の場合 ○介護職員：4人以上</p>		資格要件	配置要件	管理者	なし ※1	常勤・専従1以上 ※3	生活相談員	社会福祉士、社会福祉士、またはこれと同等以上の能力有すると認められたもの	専従1以上	看護職員	看護師または准看護師	専従1以上 ※3	介護職員	なし ※2	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人につき専従0.2以上	機能訓練指導員	OT、PT、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ師	1名以上	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>詳細は3月11日（金）の事業者説明会で説明します。 また、詳細資料は、3月1日（火）に、ホームページに掲載します。</p> </div>		<p>○実施責任者 団体の中で2名程度選定 ○従事者 利用者1人に必要数 ※それぞれ一定の研修受講者</p>	<p>○保健師または看護師：専従1以上 ○理学療法士もしくは作業療法士運動実施時のみ専従1以上 ○管理栄養士もしくは栄養士 栄養改善実施時のみ専従1以上 ○歯科衛生士もしくは言語聴覚士口腔機能向上実施時のみ専従1以上</p>
	資格要件	配置要件																					
管理者	なし ※1	常勤・専従1以上 ※3																					
生活相談員	社会福祉士、社会福祉士、またはこれと同等以上の能力有すると認められたもの	専従1以上																					
看護職員	看護師または准看護師	専従1以上 ※3																					
介護職員	なし ※2	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人につき専従0.2以上																					
機能訓練指導員	OT、PT、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ師	1名以上																					
設備基準	<p>○食堂 ○機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ○静養室 ○相談室 ○事務室 ○消化設備その他の非常災害に必要な備品 ○必要なその他の設備・備品</p>	<p>○サービスを提供するために必要な場所（面積基準なし） ○必要な設備・備品</p>	<p>○実施会場及び一人あたり3平方メートル以上のスペースの確保</p>																				
運営基準	<p>○内容及び手続の説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○サービス提供困難時の対応 ○受給資格等の確認 ○心身の状況等の把握 ○利用料の受領 ○要支援認定等の申請に係る援助 ○地域との連携 ○地域包括支援センター等との連携 ○苦情処理 ○第1号事業支給費の支給を受けるための援助 ○介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 ○介護予防サービス計画の変更の援助 ○サービスの提供の記録 ○勤務体制の確保等 ○第1号事業支給費の請求のための証明書の交付 ○利用者に関する市町村への通知 ○定員の遵守 ○緊急時等の対応○運営規程 ○非常災害対策 ○衛生管理等 ○事故発生時の対応 ○記録の整備 ○掲示 ○秘密保持等 ○広告 ○記録の整備 ○地域包括支援センターに対する利益供与の禁止</p>	<p>○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持 ○安全管理体制の整備及び事故発生時の対応</p>	<p>○サービス提供開始前のサービス担当者会議への出席 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持 ○安全管理体制の整備及び事故発生時の対応</p>																				
利用回数	要支援1・事業対象者→週1回を目安 要支援2→週2回を目安	概ね週1回とする。	3か月12回とする。																				
提供時間	ケアマネジメントに基づく	実施団体による	120分以上																				
実施場所	事業所施設内	地域の集会所、空き家等を活用し実施	事業所施設内																				
サービス単価	要支援1・事業対象者→16,470円/月 要支援2→33,770円/月	上限：140,000円/年	51,000円/12回																				
加算	2015年度介護予防通所介護と同額	加算無し	加算無し																				
送迎	指定事業者が実施	送迎なし	委託事業者が実施																				
利用者負担	サービス費の1割または2割	実施主体による	なし																				
ケアマネジメント	A	C	A																				

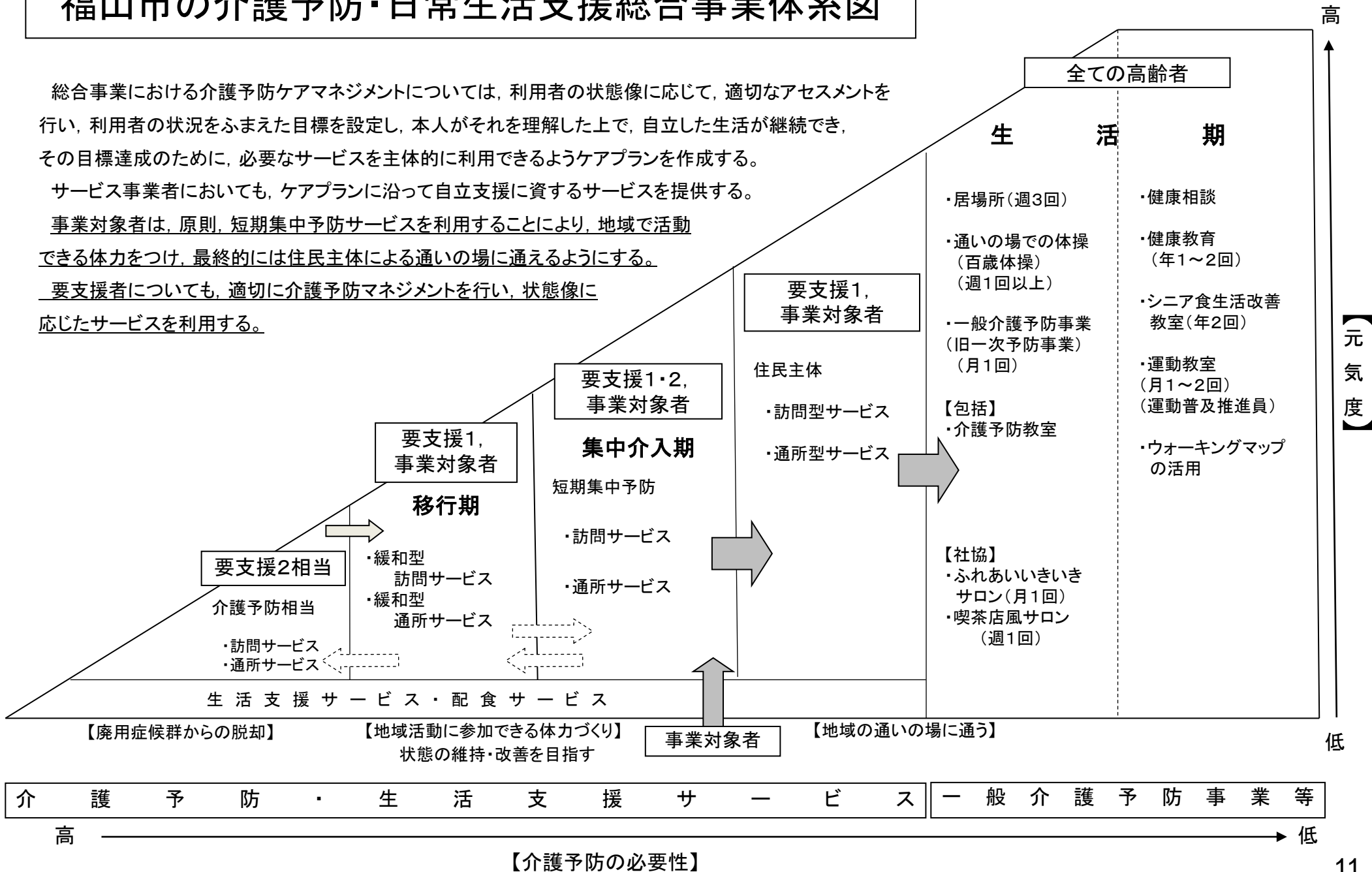
福山市の介護予防・日常生活支援総合事業体系図

総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、利用者の状態像に応じて、適切なアセスメントを行い、利用者の状況をふまえた目標を設定し、本人がそれを理解した上で、自立した生活が継続でき、その目標達成のために、必要なサービスを主体的に利用できるようなケアプランを作成する。

サービス事業者においても、ケアプランに沿って自立支援に資するサービスを提供する。

事業対象者は、原則、短期集中予防サービスを利用することにより、地域で活動できる体力をつけ、最終的には住民主体による通いの場に通えるようにする。

要支援者についても、適切に介護予防マネジメントを行い、状態像に応じたサービスを利用する。



サービス利用の基本的な考え方

- 介護予防ケアマネジメントについては、利用者の状態像を踏まえた適切なアセスメントを行う。
- ケアプランは、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者がそれを理解した上で、目標の達成に主体的に取り組んでいけるよう作成する。（自立支援の視点）
⇒はじめから、サービス利用ありきのプランにならないよう心がける。
- 事業対象者は、原則、短期集中予防サービスの利用から開始する。
- 要支援者においても、その状態像に相応しいサービスの利用を進める。

介護予防・日常生活支援総合事業に係るスケジュール表

		2月											3月											4月																													
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1
共通	介護予防・日常生活支援総合事業説明会	▼ 2月12日											▼ 事業者指導説明会 3月11日																																								
基準緩和型訪問・通所サービス（指定）	指定基準ホームページ掲載												▼ 3月1日																																								
	指定申請書受付												●—————→ 3月2日～3月15日																																								
	指摘基準について質問受付												●—————→ 3月1日～3月4日																																								
	質問回答												▼ 3月9日																																								
	事業所説明会(介護保険課)における緩和した基準によるサービス説明												▼ 3月11日																																								
	申請書の審査												●—————→ 3月16日～																																								
	指定																							▼ 4月1日																													
・ ・ 一 短期 介 集 護 予 防 事 業 サ ー ビ ス	募集要項等様式ホームページ掲載	▼ 2月15日																																																			
	応募書類受付	●—————→ 2月15日～2月26日																																																			
	説明会に係る質問受付・回答	●—————→ 2月12日～2月16日											▼ 回答 2月22日																																								
	応募書類の審査												●-----→ 2月27日～3月上旬																																								
	事業所台帳への登載通知												●-----→ 3月上旬																																								
	委託																							▼ 委託予定事業者説明会 3月17日			▼ 4月1日																										
（委託） ・ 生 ・ 活 ・ 支 ・ 援 ・ 緩 ・ 和 ・ 型 ・ 訪 ・ 問 ・ 通 ・ 所 ・ 事 ・ 業 ・ サ ・ ー ・ ビ ・ ス	募集要項等様式ホームページ掲載												▼ 3月1日																																								
	説明会に係る質問受付・回答												●—————→ 3月1日～3月4日											▼ 回答 3月9日																													
	応募書類受付												●—————→ 3月2日～3月15日																																								
	事業所台帳への登載通知												●-----→ 3月中旬																																								
	委託												▼ 3月11日											▼ 委託予定事業者説明会 3月17日			▼ 4月1日																										

※一般介護予防事業の口腔・栄養事業については2016年(平成28年)3月11日の事業所指導で説明します。